

法人税がある場合の科目設定について

2012年6月25日

勘定科目

75090	〇〇売却損・処分損（処分原価）	0	2	0			
75100	特別支出計（12）	4	2	0			
75110	特別収支差額(13)=(11)-(12)	6	2	0			
75500	税引前当期活動収支差額(14)=(10)+(13)	7	2	0			
75510	法人税、住民税及び事業税(15)	0	2	0			
75900	当期活動収支差額(16)=(14)-(15)	7	2	0		131	
76000			2	0			
80000	【繰越活動収支差額の部】	9	2	1			
81000	前期繰越活動収支差額(17)	0	2	1		112	
81010	当期末繰越活動収支差額(18)=(16)+(17)	7	2	0			

資金収支科目

22600	65130	〇〇評価損支出	0	2	0		
22700		財務支出計（11）	4	2	0		
22800		財務活動資金収支差額(12)=(10)-(11)	6	2	0		
22900		予備費（13）	3	2	0		
23000	90000	予備費	0	2	0		
23010	75500	法人税等(14)	3	2	0		
23020	75510	法人税、住民税及び事業税	0	2	0		
23100		当期資金収支差額合計(15)=3+6+9+12+13-14	7	2	0		
23200				2	0		
23300	#1020	前期末支払資金残高(16)	10	2	1		
23400	#0020	当期末支払資金残高(15)+(16)	8	2	0		
23500				3			

参考文献)

「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」

（5）法人税、住民税及び事業税

ア 事業活動計算書への記載

法人税、住民税及び事業税を納税する法人は、事業活動計算書等の特別増減差額と当期活動増減差額の間以下の欄を追加するものとする。

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
特別増減の部	特別増減差額(10)=(8)-(9)			
	税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			
	法人税、住民税及び事業税(12)			
	法人税等調整額(13)			
	当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)			

なお、重要性の原則により税効果会計を適用しない法人は、「法人税等調整額」欄の追加は不要となる。「繰越活動増減差額の部」の各項目に右記した番号は順次繰り下げるものとする。□